

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

商品及び原材料……移動平均法による原価法

仕掛品……移動平均法による原価法

貯蔵品……最終仕入原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は、定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(4) 株式給付引当金(その他引当金)

従業員持株会への参加意欲を促すため、加入者へ支給予定の親会社株式について、期末時点の時価、予定支給者数で計算した金額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税及び地方消費税の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することになります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 平成30年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規程に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取り扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

5. 当期純利益金額 16,772千円

※記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しております。